

証券コード 6881  
2023年6月7日

株 主 各 位

長野県上伊那郡箕輪町大字三日町482番地1  
**株式会社キョウデン**  
代表取締役社長 永 沼 弘

## 第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.kyoden.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「投資家の皆さまへ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6881/teiji/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「キョウデン」又は「コード」に当社証券コード「6881」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）の営業時間の終了時（午後5時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前11時
2. 場 所 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8288番地1  
IPHキョウデンハウス デビューテホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第41期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①【事業報告】の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②【連結計算書類】の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③【計算書類】の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境概要は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことに伴い経済活動の正常化に向かう動きが見られました。一方、長期化するウクライナ情勢、世界各国の中央銀行が政策金利を引き上げたことによる影響など、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような環境のもと、当連結会計年度の売上高は前期比16.3%増の66,725百万円、EBITDAは前期比0.1%減の7,252百万円、営業利益は前期比17.1%減の4,226百万円、経常利益は前期比20.9%減の4,040百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比22.5%減の2,900百万円となりました。

なお、EBITDA（営業利益＋減価償却費）を重要な経営指標と位置づけ、今期よりEBITDAを業績指標に採用しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (電子事業)

国内電子事業に関しましては、5G・IoT関連需要に伴う受注増加により引き続き堅調に推移しました。一方、海外電子事業につきましては、第3四半期会計期間以降、車載関連分野で半導体や部品不足による生産調整の影響が続き受注が低迷したことにより、累計期間の売上高は前年を若干下回る結果となりました。このような環境のもと、電子事業全体の売上高は前期比14.9%増の52,476百万円、EBITDAは前期比2.0%減の6,013百万円、セグメント利益は前期比23.6%減の3,214百万円となりました。

#### (工業材料事業)

国内製造業が力強さに欠けるものの回復基調にあることや資源価格の上昇、円安を背景にグラスファイバー原料、金属系原料・窯業原料の販売が伸びた一方で、公共事業向けの都市インフラ関連製品が低調でした。利益面では、急激に円安が進んだことにより原材料や電気料金を含めたエネルギー価格が高騰しており収益を下押しする状況が続いております。その結果、売上高は前期比21.8%増の14,248百万円、EBITDAは前期比9.9%増の1,238百万円、セグメント利益は前期比13.8%増の1,011百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は10,521百万円であり、その主なものは、生産効率化及び品質向上を目的とした生産機械設備の増設であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充ちいたしました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

摘要	2019年度 第38期	2020年度 第39期	2021年度 第40期	2022年度 第41期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	53,160	47,016	57,358	66,725
経常利益 (百万円)	2,142	2,504	5,109	4,040
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,621	2,631	3,744	2,900
1株当たり当期純利益(円)	32.64	52.96	75.37	58.38
総資産 (百万円)	45,502	47,846	53,412	68,061
純資産 (百万円)	18,775	20,771	23,978	26,596

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第40期の期首から適用しており、第40期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

### ②親会社等との間の取引に関する事項

#### イ 取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等(当社主要株主及びその近親者)が所有する会社との間で「事務所等の賃借」「社用車の購入」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### ロ 取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、独立社外取締役ならびに監査役から当社経営に対する適切な意見を得ながら、また、必要に応じ、当社と利害関係のない第三者より当該取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見を得たうえで、取締役会において多面的な議論を経て、当該取引の実施の可否を決定しております。事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場会社としての独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

#### ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見 該当事項はありません。

### ③重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
昭和KDE株式会社	百万円 2,820	% 100.0	硝子長繊維用原料、耐火物、混和材、農業原料の製造・販売
株式会社キョウデンプレジジョン	100	100.0	プレス、成形、板金、ユニット組立、基板実装組立
KYODEN (THAILAND)CO.,LTD.	百万タイバーツ 823	100.0 (100.0)	プリント配線板の製造・販売

(注) 当社の議決権比率の( )は、間接所有を示す内数であります。

### ④事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社には該当する子会社はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ①電子事業

国内では、当社独自の「ワンストップソリューション」(プリント配線板の設計・製造・実装から意匠・機構部品加工・組立までを内製)の機能をベースに、引き続き国内の少量多品種領域における拡販やコスト競争力の強化及び生産能力の増強を図ってまいります。海外ではタイ工場の多層基板の生産能力増強や品質改善に努めることにより収益力の強化に取り組んでまいります。

また、次世代通信規格(5G)を背景とした、通信機器・インフラ関連、車載市場におけるEV化等、様々な分野で市場拡大が見込まれており、これらの市場に対する新製品の技術開発・製造技術体制の強化により技術競争力の向上を図り、試作分野からの取込・拡販を行い収益性の強化を図ってまいります。

### ②工業材料事業

既存商品の拡販、品質改良とコスト・技術競争力の強化、原料調達ソースの多様化、優秀な人材の確保と育成に継続的に努めるとともに、将来の基幹製品を育成すべく、長年培ってきた無機鉱物に関するノウハウと生産設備を活用した新販路の開拓・新製品の導入やシナジーの期待できる企業との提携による業容の拡大に取り組んでまいります。また、昨今の原材料価格・エネルギーコスト・物流費等の高騰に対して、生産性の向上や経費圧縮等の自助努力に加え、お客様の理解を得ながら価格改定を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業内容	主要製品等
電子事業	プリント配線板設計・製造・実装、メカ・ユニット組立
工業材料事業	硝子長繊維用原料、耐火物、混和材、農業原料、各種金属・鉱産物等の加工

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)
当社	本社 : 長野県上伊那郡箕輪町 営業所 : 仙台、東京、中部 (名古屋市)、大阪 工場 : 本社、東北 (いわき市)、大阪 (泉大津市)
昭和KDE株式会社	本社 : 東京都品川区 工場 : 安芸津 (東広島市)
株式会社キョウデンプレジジョン	本社 : 静岡県伊豆の国市 工場 : 本社
KYODEN(THAILAND)CO.,LTD.	本社 : タイ王国チョンブリ 工場 : 本社

## (7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

事業の種類別 セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子事業	2,159名	59名増
工業材料事業	276名	7名減
全社 (共通)	60名	5名増
合計	2,495名	57名増

(注) 全社 (共通) として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,024 (320) 名	65名増 (31名増)	42.1歳	9.8年

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含んでおります。) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高
コミット型シンジケートローン (注) 1	5,999百万円
シンジケート方式によるコミットメントライン (注) 2	5,000百万円
株式会社横浜銀行	2,240百万円
株式会社三井住友銀行	1,731百万円
株式会社八十二銀行	1,110百万円

(注) 1. 当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行とコミットメントライン契約をそれぞれ締結しております。

2. 当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行とコミットメントライン契約をそれぞれ締結しております。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 200,000,000株
- ②発行済株式の総数 52,279,051株
- ③株主数 9,358名
- ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社クラフト	17,189千株	34.59%
橋本 浩	14,985千株	30.16%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	1,437千株	2.89%
株式会社商工組合中央金庫	907千株	1.82%
キョウデン従業員持株会	420千株	0.84%
株式会社三井住友銀行	332千株	0.66%
三宅 司郎	308千株	0.61%
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	300千株	0.60%
山沢 滋	276千株	0.55%
天野 謙二郎	261千株	0.52%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,592,955株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況(2023年3月31日現在)

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③現に発行している新株予約権  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

氏 名	会社における地位、担当及び重要な兼職の状況
永沼 弘	代表取締役社長
上山 晃	取締役 (営業統括本部長 兼 事業推進統括本部長)
菅沼 弘幸	取締役 KYODEN (THAILAND) CO.,LTD. Managing Director
長谷川 洋二	取締役 弁護士法人長谷川洋二法律事務所 代表、弁護士 タカノ(株) 取締役 (監査等委員)
大矢 博	常勤監査役
細川 清史	監査役 伊那バス(株) 監査役
清水 純一	監査役

- (注) 1. 取締役長谷川洋二氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役細川清史氏及び清水純一氏は、いずれも社外監査役であります。  
 3. 監査役大矢博氏は当社の業務に長年従事し、当社事業に対する幅広い知識・知見と実績を有することから、監査役細川清史氏及び清水純一氏は、金融機関における豊富な経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当事業年度における役員の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
永沼 弘	常務取締役 基板統括本部長 兼 技術開発本部長	代表取締役社長	2022年11月11日
森 清隆	代表取締役社長	取締役 営業統括本部長	2022年11月11日
上山 晃	取締役 営業統括本部長	取締役 事業推進統括本部長	2022年11月11日
	取締役 事業推進統括本部長	取締役 営業統括本部長 兼 事業推進統括本部長	2023年2月8日

5. 当社は、取締役長谷川洋二氏、監査役細川清史氏及び清水純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 当社は、社外取締役長谷川洋二氏及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。  
 7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。  
 補欠監査役 佐藤 信祐

## ②事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
森 清隆	2022年12月31日	辞任	取締役 営業統括本部長

## ③役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、保険会社との間で、当社と会社法に基づく子会社全ての役員等（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。

## ④取締役及び監査役の報酬等

### イ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、委任をうけた代表取締役社長が社外取締役の助言を得たうえで決定したため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の業績や経営内容、個々の職責と実績、経済情勢等を総合的に勘案して、適正な水準とすることを基本方針とし、2021年2月10日現在において、業績連動報酬ならびに非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬、等）の採用は行わず、固定報酬のみで構成するものとする。役員報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会にて担当職務、業績、貢献度、等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長が決定するものとする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、取締役の報酬限度額は、1996年6月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議されており、その範囲内とする。

#### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法に関する方針

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役の助言を得たうえで決定するものとする。

□ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	6名	80百万円	80百万円	－	－
監査役	3名	12百万円	12百万円	－	－
合 計	9名	92百万円	92百万円	－	－

- (注) 1. 取締役の支給人員は、2022年6月23日付で退任した取締役1名及び2022年12月31日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記支給額のうち、社外取締役1名及び社外監査役2名の報酬の合計額は基本報酬800万円以内です。
4. 取締役の報酬限度額は、1996年6月28日開催の定時株主総会において年額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
5. 監査役の報酬限度額は、1997年6月28日開催の定時株主総会において年額150万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
6. 取締役会は、代表取締役永沼弘に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑤社外役員に関する事項  
イ 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と 当社との関係
社外取締役	長谷川 洋二	弁護士法人長谷川洋二法律事務所 代表、弁護士 タカノ(株) 取締役 (監査等委員)	当社は長谷川洋二氏が代表を務める弁護士法人長谷川洋二法律事務所との間で個別案件ごとに訴訟代理人を委任することがありますが、取引高は過去3事業年度の平均で年間100万円を超えない金額と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
社外監査役	細川 清史	伊那バス(株) 監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	清水 純一	該当事項はありません。	該当事項はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長谷川 洋二	当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。また、監査役会に定期的に出席し、監査役との連携を図るとともに、経営トップとの意見交換を積極的に行っております。
社外監査役	細川 清史	当事業年度に開催された取締役会10回、監査役会14回のすべてに出席し、長年にわたる金融機関における知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	清水 純一	当事業年度に開催された取締役会10回、監査役会14回のすべてに出席し、金融機関の経営者としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ①名称 有限責任監査法人トーマツ
- ②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、KYODEN(THAILAND)CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

#### ③会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

また、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うこととしており、当期の期末配当につきましては、前述の方針と2023年3月期の業績を踏まえ、1株につき20円とすることを2023年5月15日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、次期の利益配当金につきましては、1株につき12円を見込んでおります。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>42,734</b>	<b>流動負債</b>	<b>30,784</b>
現金及び預金	7,895	支払手形及び買掛金	8,371
受取手形	1,252	電子記録債務	1,651
売掛金	15,784	短期借入金	12,700
契約資産	23	一年内償還予定の社債	60
電子記録債権	3,539	一年内返済予定の長期借入金	1,850
商品及び製品	4,158	リース債務	276
仕掛品	3,881	未払法人税等	566
原材料及び貯蔵品	5,342	契約負債	11
その他	1,001	賞与引当金	610
貸倒引当金	△143	その他	4,686
<b>固定資産</b>	<b>25,326</b>	<b>固定負債</b>	<b>10,679</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(22,962)</b>	長期借入金	7,215
建物及び構築物	6,623	リース債務	284
機械装置及び運搬具	6,900	繰延税金負債	134
土地	4,143	役員退職慰労引当金	6
リース資産	660	退職給付に係る負債	2,885
建設仮勘定	4,156	その他	153
その他	477	<b>負債合計</b>	<b>41,464</b>
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(264)</b>	<b>純資産の部</b>	
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(2,099)</b>	<b>株主資本</b>	<b>26,730</b>
投資有価証券	220	資本金	4,358
繰延税金資産	1,461	資本剰余金	4,174
その他	578	利益剰余金	18,689
貸倒引当金	△160	自己株式	△491
<b>資産合計</b>	<b>68,061</b>	その他の包括利益累計額	△259
		その他有価証券評価差額金	48
		為替換算調整勘定	△308
		退職給付に係る調整累計額	1
		<b>非支配株主持分</b>	<b>124</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>26,596</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>68,061</b>

# 連結損益計算書

( 自 2022年 4 月 1 日 )  
( 至 2023年 3 月 31日 )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		66,725
売上原価		55,988
売上総利益		10,737
販売費及び一般管理費		6,510
営業利益		4,226
営業外収益		
受取利息及び配当金	32	
受取賃貸料	15	
為替差益	75	
固定資産売却益	44	
その他	83	251
営業外費用		
支払利息	79	
支払手数料	20	
支払補償費	260	
固定資産除却損	23	
その他	54	438
経常利益		4,040
税金等調整前当期純利益		4,040
法人税、住民税及び事業税	1,250	
法人税等調整額	△137	1,113
当期純利益		2,927
非支配株主に帰属する当期純利益		26
親会社株主に帰属する当期純利益		2,900



# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>21,758</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,436</b>
現金及び預金	3,470	支払手形	218
受取手形	715	買掛金	2,293
売掛金	8,330	電子記録債務	1,506
電子記録債権	3,202	短期借入金	8,050
商品及び製品	1,354	一年内償還予定の社債	60
仕掛品	1,641	一年内返済予定の長期借入金	1,850
原材料及び貯蔵品	985	リース債務	171
前払費用	146	未払金	2,003
短期貸付金	1,383	未払費用	797
未収入金	170	未払法人税等	140
その他	359	未払消費税等	34
貸倒引当金	△1	賞与引当金	185
		その他	125
<b>固定資産</b>	<b>23,195</b>	<b>固定負債</b>	<b>9,230</b>
(有形固定資産)	(14,270)	長期借入金	7,215
建物	3,032	リース債務	174
構築物	406	退職給付引当金	1,778
機械及び装置	4,261	その他	61
車両運搬具	24		
工具、器具及び備品	108	<b>負債合計</b>	<b>26,666</b>
土地	2,194		
リース資産	340	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	3,901	<b>株主資本</b>	<b>18,278</b>
(無形固定資産)	(131)	資本金	4,358
ソフトウェア	122	資本剰余金	4,174
その他	9	資本準備金	3,159
(投資その他の資産)	(8,793)	その他資本剰余金	1,015
投資有価証券	28	利益剰余金	10,237
関係会社株式	7,289	利益準備金	125
破産更生債権等	31	その他利益剰余金	10,111
繰延税金資産	1,110	繰越利益剰余金	10,111
その他	495	自己株式	△491
貸倒引当金	△160	評価・換算差額等	9
		その他有価証券評価差額金	9
<b>資産合計</b>	<b>44,953</b>	<b>純資産合計</b>	<b>18,287</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>44,953</b>

# 損益計算書

( 自 2022年 4 月 1 日 )  
( 至 2023年 3 月 31 日 )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		36,545
売上原価		31,694
売上総利益		4,850
販売費及び一般管理費		3,285
営業利益		1,565
営業外収益		
受取利息及び配当金	416	
受取賃貸料	15	
為替差益	65	
その他	92	590
営業外費用		
支払利息	52	
支払手数料	11	
支払補償費	260	
固定資産除却損	22	
その他	37	383
経常利益		1,772
税引前当期純利益		1,772
法人税、住民税及び事業税	424	
法人税等調整額	△105	318
当期純利益		1,453

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社 キョウデン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 枝 和 之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 堀 一 英  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キョウデンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キョウデン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社 キョウデン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 枝 和 之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 堀 一 英  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キョウデンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社キョウデン 監査役会

常勤監査役 大 矢 博 ㊟

社外監査役 細 川 清 史 ㊟

社外監査役 清 水 純 一 ㊟

以 上

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

2022年12月31日をもって取締役1名が退任し、本総会終結の時をもって現任の取締役4名全員は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	なが ぬま 永 沼 ひろし 弘 (1964年1月17日生)	再任
略歴、当社における地位及び担当	1982年 4月 (株)三協精機入社 1987年 1月 当社入社 2001年 4月 製造本部PCB製造部長 2011年 5月 取締役TSP製造本部長 2012年10月 取締役製造本部長 2018年 4月 取締役基板統括本部長 2021年 7月 常務取締役基板統括本部長 2022年 6月 常務取締役基板統括本部長 兼 技術開発本部長 2022年11月 代表取締役社長 (現任)		所有する 当社株式の数  4,100株
重要な兼職の状況	-		
取締役候補者とした理由	永沼弘氏は、長年にわたり当社グループ電子事業の製造部門を牽引してきた人物であり、現在は最高経営責任者の立場において、国内外の子会社の経営に携わるなど豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を発揮していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号

2

かみ やま あきら  
上 山 晃 (1973年7月19日生)

再任

## 略歴、当社における地位及び担当

所有する  
当社株式の数

2000年 4月 グレイス住販(株)入社  
 2000年11月 当社入社  
 2015年 2月 KYODEN (THAILAND) CO.,LTD. Director  
 2020年 6月 当社 取締役営業統括本部長 兼 海外営業部長  
 2021年 4月 当社 取締役営業統括本部長 一株  
 2022年11月 当社 取締役事業推進統括本部長  
 2023年 2月 当社 取締役営業統括本部長 兼  
 事業推進統括本部長 (現任)

## 重要な兼職の状況

-

## 取締役候補者とした理由

上山晃氏は、これまで当社グループ電子事業の営業業務に長く携わり、海外子会社の役員として経営に参画するなど海外事業部門において多大な貢献をしております。豊富な業務経験と高いマネジメント能力を有しており、当社の取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

すが ぬま ひろ ゆき  
菅 沼 弘 幸 (1965年2月20日生)

再任

## 略歴、当社における地位及び担当

所有する  
当社株式の数

1983年 4月 ロジテック(株)入社  
 1987年 7月 当社入社  
 2019年 1月 KYODEN (THAILAND) CO.,LTD. Managing Director 4,120株  
 (現任)  
 2021年 6月 当社 取締役 (現任)

## 重要な兼職の状況

KYODEN (THAILAND) CO.,LTD. Managing Director

## 取締役候補者とした理由

菅沼弘幸氏は、これまで当社グループ電子事業の製造、生産技術、品質保証業務に長く携わり、海外子会社の役員として経営に参画するなど海外事業部門において多大な貢献をしております。豊富な業務経験と高いマネジメント能力を有しており、当社の取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

おかもと  
岡本みつる  
満

(1970年1月24日生)

新任

## 略歴、当社における地位及び担当

1992年 4月 当社入社  
 2009年 4月 当社 事業推進本部営業本部副本部長  
 2011年 5月 当社 営業統括本部TSP営業本部長  
 2011年 6月 当社 取締役TSP営業本部長  
 2013年 4月 当社 取締役営業本部長  
 2019年 4月 当社 取締役西日本営業部長  
 2019年10月 (株)キョウデンプレジジョン 専務取締役 (現任)

所有する  
当社株式の数

一株

## 重要な兼職の状況

(株)キョウデンプレジジョン 専務取締役

## 取締役候補者とした理由

岡本満氏は、営業部門における豊富なマネジメント経験を有しており、国内子会社の経営に携わるなど当社グループ電子事業の営業部門において多大な貢献をしております。これらの知見を当社の取締役会の意思決定に反映させるために、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

なかばやしけんいち  
中林健一

(1970年2月6日生)

新任

## 略歴、当社における地位及び担当

1990年 4月 当社入社  
 2017年 4月 KYODEN (THAILAND) CO.,LTD. Director  
 2021年10月 当社 経営推進本部副本部長  
 2023年 1月 当社 管理本部副本部長 (現任)

所有する  
当社株式の数

一株

## 重要な兼職の状況

-

## 取締役候補者とした理由

中林健一氏は、電子事業において管理部門の業務に長く携わり、海外子会社の役員として経営に参画するなど、当社事業に対する幅広い知識・知見と実績を有しております。当社の取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

はせがわ よう じ  
長谷川 洋 二 (1952年12月9日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

所有する  
当社株式の数

1979年 3月 司法研修所卒業  
1979年 4月 西武セゾングループ社内弁護士  
1981年 4月 長野県弁護士会登録  
1991年11月 当社 監査役  
2015年 6月 社外取締役（現任）

－株

重要な兼職の状況

弁護士法人長谷川洋二法律事務所 代表  
タカノ(株) 取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長谷川洋二氏は、社外取締役ならびに社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と高い見識を有し、また当社の社外監査役としての経験から当社を深く理解していただいております。この見識と経験を活かし、経営判断におきまして高度かつ専門的な助言、指導等、またコーポレート・ガバナンスの強化を含めた当社の経営全般を監督いただけることを期待できることから、社外取締役としての業務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長谷川洋二氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者長谷川洋二氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって8年であります。また、それ以前の同氏の当社の監査役（社外監査役）としての在任期間は、23年7ヶ月であります。
4. 当社は、長谷川洋二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が原案どおりに選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は長谷川洋二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。同氏が原案どおりに選任された場合、当社は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社と会社法に基づく子会社全ての役員等（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。各候補者が選任され取締役に就任されますと、当該保険契約の被保険者となります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役細川清史氏及び清水純一氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

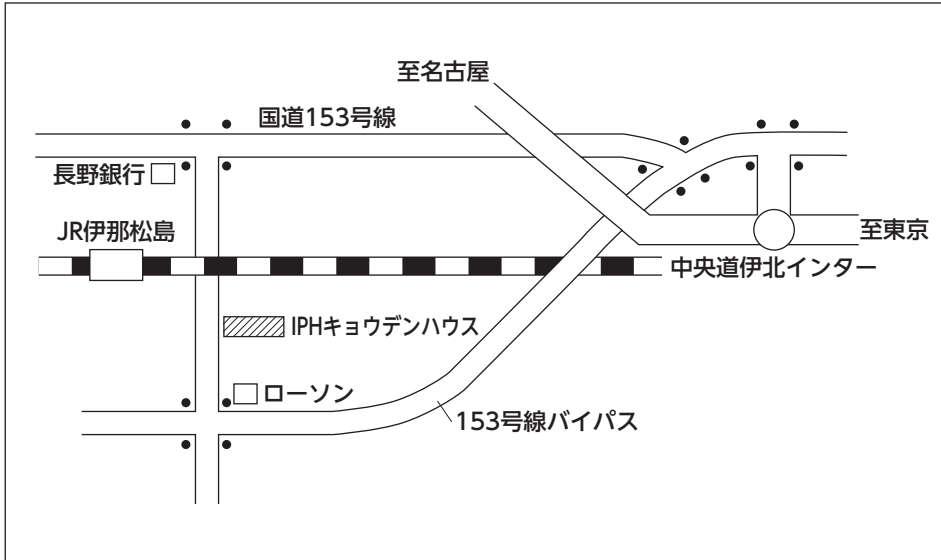
候補者番号	1	み よし たか よし 三 好 隆 義 (1961年5月31日生)	新任	社外
略歴、当社における地位	1985年 4月 (株)横浜銀行入行 2014年 4月 同行 執行役員横浜駅前支店長 兼 横浜中央ブロック営業本部長 2016年 6月 浜銀ファイナンス(株) 常務取締役 2019年 6月 ジャストオートリーシング(株) 常務取締役 2022年 7月 (株)エルグ 代表取締役 (現任)		所有する 当社株式の数  —株	
重要な兼職の状況	(株)エルグ 代表取締役			
社外監査役候補者とした理由	三好隆義氏は、金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有し、経営の客観性や中立性重視の観点から当社の経営を監査するとともに、的確な助言を行っていただけることが期待できるため、新たに社外監査役候補者いたしました。			
候補者番号	2	よし だ たけし 吉 田 剛 (1957年2月25日生)	新任	社外
略歴、当社における地位	1980年 4月 (株)北陸銀行入行 2016年 6月 同行 取締役常務執行役員石川地区事業部本部長 2017年 6月 同行 取締役専務執行役員営業推進本部副本部長 兼 東京地区事業部本部長 2019年 6月 (株)北陸カード 代表取締役会長 2022年 6月 同社 顧問 (現任)		所有する 当社株式の数  —株	
重要な兼職の状況	(株)北陸カード 顧問			
社外監査役候補者とした理由	吉田剛氏は、金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有し、経営の客観性や中立性重視の観点から当社の経営を監査するとともに、的確な助言を行っていただけることが期待できるため、新たに社外監査役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三好隆義氏及び吉田剛氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、三好隆義氏及び吉田剛氏が原案どおりに選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 各候補者が原案どおりに選任された場合、当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社と会社法に基づく子会社全ての役員等（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。各候補者が選任され監査役に就任されますと、当該保険契約の被保険者となります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8288番地1  
IPHキョウデンハウス デビューテホール  
T E L 0265-79-0022



- J R 飯田線 伊那松島駅下車 徒歩7分
- 中央道伊北インターより車10分

